

武蔵野市情報公開委員会（第7回）会議要録

- 日 時 平成17年4月18日 午後6時30分～8時10分
- 場 所 消費生活センター講座室
- 出席者 委 員 6名
事務局 3名
- 傍聴者 なし

1. 報告事項

(1) 平成16年度第3四半期の開示状況について

事務局から資料により開示状況の説明

委 員： 住民票の写しの交付等での本人確認について検討している件はどうなっていますか。

事務局： できる限り本人確認を厳格化する方向で、写真付きの証明書等で本人の確認をするのが原則です。ただし、免許証もパスポートも持っていないで、写真付きの証明書を持っていない場合は、写真付きのものでなくても、氏名、住所等がわかる証明書があれば、それで確認するということになっております。次回、本人確認について検証した報告書をお持ちするようにします。

(2) 武蔵野市個人情報保護条例の一部改正について

事務局から資料により個人情報保護条例の一部改正について説明

委 員： 八王子の市報に個人情報の入手を制限してほしいという要望が掲載されていました。子供が生まれたら、業者が住民票を閲覧して、すぐにダイレクトメールが来たという。市役所は条例をつくってやっているが、事業者の場合、どうなのかといったことがわからない。

事務局： 関係省庁ごとにガイドラインを定めていて、基本的には経済産業省のモデルが基本になっていますが、民間の実態はよくわかっていません。ただ、病院では、待合室で名前を呼ばず、番号札にするところはあるようです。

委 員： 例えば、ベネッセコーポレーションも、今までは顔パスで編集部に入れたのが、手前のブースでの受け渡しになりました。でも、集英社だと、あんまり変わってなくて、温度差はあるみたいです。ベネッセですと、子供の情報をたくさん持っているので、個人情報には絶対に漏らしません、漏らした場合には速やかに罰を受けますと一筆書かされて、判を押して送り返してくれというふうに、かなり厳し

くやっています。

委員： 日赤病院では、待合室と診療室の間にカーテンがしてあるのですが、カーテンの中へ入ると、患者の取り違えをしないように名前を言わせるのだが、何の治療をしているかも聞こえてしまう。

事務局： 通達が来て何かをしなきゃいけないというので、ちょうど過渡期のようです。

委員： 新聞記者はやりづらくなったと思います。何でも個人情報保護法を盾に開示されないのです。

委員： 条例に基づいて役所内の組織は変わったのか。

事務局： 組織は変わりませんが、例えば民間事業者と委託契約する際、契約書に添付する個人情報の取り扱いについての様式は変えました。個人情報保護に関することは、従来から、市民活動センターの情報公開担当がやっていたので、基本的にはそこでやっております。ただ、民間同士の苦情は、消費者センターでも受けるというふうに、窓口を拡大しました。

委員： 情報の提供が特定化されれば、罰則が科されるようですが、特定化されなければ罰則は科されないわけですね。

事務局： 目的外利用で使われている、例えば、医療機関が受診者に健康用品を買いませんかとダイレクトメールで送ったら、目的外利用です。特定の事業者からメールが来たといった場合は、そのメールを出した事業者にどうして自分の情報がわかったのだと求めることができるようになりました。登録については、目的以外に顧客のデータは利用しませんということを必ずつける診療所や事業者があります。

委員： もう少しプロパガンダしていく必要があると思います。というのは、罪の意識がないので。例えば、インターネットで幾らでも名簿を売っているらしいのです。それは大体アルバイトの学生たちが抜いてしまうようです。

事務局： 住基情報は、いまだにお金を出せば閲覧できますから。こういう法律ができて、住民基本台帳法がザルになっています。

委員： 個人情報の保護について小学校から教えた方がいい。行政よりも、民間に対する1人1人の意識を強くしないとどうにもならない。

事務局： デジタル情報は、間違えば大量のデータがどこかに出てしまう。セキュリティは厳しくしていますが、市長のメルマガもやられました。広報課と情報管理課で対応しているのですが、ホームページのサーバ以外に市長のメルマガサーバがあり、そこに、あたかも内部の人間だと認識させるウィルスが侵入してきたのです。サーバ内はいじられなかったのですが、サーバから配信するときにくっつくメールなので、登録されているアドレスにウィルスが行きました。セキュリ

ティのガードが弱いパソコンだと侵食するウィルスだったようです。実害はなかったと報告されていますが、今はまだ手作業で配信しているみたいです。サーバで自動配信するとくっついて行っちゃいますので、手作業で1個1個アドレスを入れて送信する。全部で4,000件と言っていました。

委員： 個人の秘密に属する事項というのはどこまでをいうのですか。

事務局： 一般的には、その人が知らしめていない情報をいいます。具体的に、住民票の閲覧は請求さえすれば、不当な目的でなければ、だれでも、氏名・住所・性別・生年月日を見られます。住民基本台帳法に基づく申請があって初めて見られるので、市役所で管理している限り、住民基本情報は個人の秘密に属しているものになります。基本的には、個人の秘密に属さない個人情報ほとんどないと行政は解釈しています。特に、データベースで持っているデータは、ほとんどがそうです。

委員： 一方では、情報開示というのもありますよね。

事務局： ただ、情報公開でも、ご自身以外の個人情報は、マスキングをして、ほかの部分を開示にして対応しています。個人情報保護条例第2条で、個人情報は、特定の個人を識別することができるものと定義されています。病院でガンにかかった人が何人いますというのは個人情報にならないのだけど、かかった人がAさんだということになると、個人情報です。個人情報とは、保護すべき個人情報つまりプライバシーの侵害という考え方と、識別情報という考え方の二つがあったのですが、プライバシーの侵害で、人に知られたくない情報は、価値観によって違うから、特定できないのです。だから、何でもとにかく個人が特定できるものは全部個人情報という定義をしています。

委員： でも、関知しないところで自分の情報が流れているという場合は、個人情報保護法で罰するということですかね。

事務局： 法律の罰則は、甘いのです。大臣からの勧告や命令にことごとく従わないという場合に、懲役または30万円以下の罰金なので、法律は量刑としての罰則より、勧告をしたり、事業者名を公表することにより、むしろ社会的な制裁の意味合いに重きを置いています。

委員： 事業者ごとに、ルールを守るためにこういうことをしているというのを出すように個人情報保護法で義務づけられないのですか。

事務局： 個人情報を取得する場合、利用目的の通知、または公表をする必要があります。高校や大学で、本人たちの書面で、保護者の氏名など個人情報を書きます。学校から学費などの通知をしますが、それ以外に目的外利用しませんと一筆入るよう

になりました。にもかかわらず、商品を売るダイレクトメールが来たり、それが横流しされている場合は、苦情を申し立てる仕組みになっております。この場合、事業者で扱っている個人の数が5,000人以上であれば、事業者名を開示します。

委員： だったら会社をA、B、Cで、人数を分担して、5,000人以下にすると何もしなくてもいい。

事務局： 国のガイドラインなんかは、5,000件のデータを持っていなくても、努力義務が発生するのだという説明はしていますが、法的な勧告、命令、公表などはないのです。

委員： 例えば、個人データが入ったフロッピーを、会社の人が電車の網棚に置いたことがありますよね。あれは、今までは罰則は科されなかったのですか。

事務局： 基本的には、この法律での罰則がありますが、個人の権利侵害があった場合は、裁判もできるわけです。いきなり裁判でもいいし、事業者、あるいは主務大臣に苦情を申し立てるということもできます。

委員： 漏洩されて、損害賠償になる場合、賠償額は決まっているわけではないのですよね。宇治市のときの先例が1人1万5,000円でしたか。一方で、100円単位のところもありました。500円とか、商品券。

委員： だから、1人1万5,000円とか、何万円も裁判で払わされるよりも、先に500円で手を打ってもらうという形になると思います。1つのリスク管理に入ってくる。人数が多ければ、100円、1,000円でもすごい負担になります。

委員： どこの企業でもハッカーを抱えています。難しいのは、日本は村社会なので、秘密はないという前提になっているということです。

(2) CIMコラム集（仮称）の作成について

委員： 事務局にお任せをする方向で動くということでしたよね。

事務局： 表紙のデザインは専門業者に委託しようと考えています。

2. 議題

(1) 情報公開条例の運用上の問題点について

①録音テープ・ビデオテープの写しの交付について

事務局： 他市で、実際に交付したところはほとんどありません。あったとしても、もともと公開しているような常任委員会の議事録のテープの写しを交付したことがあるぐらいで、特にビデオテープを交付したのは、今のところ例がありません。著作権法では問題はないが、本人の財産権で、どこまで公開していいのかという判

断が出てきます。例えば、成人式のアトラクションで芸能関係のものを呼んだときのテープを開示したときにどうなるか。情報公開委員会の委員も身分としては公務員になっていますが、委員会のやりとりを写したものとか、あるいは録音したものだけとか。事業を実施する際に、次年度のために、映像の方が、流れがすぐ理解しやすいので撮っているケースがほとんどで、記念に参加者に配ろうという目的で撮っているのは、行政の場合、ほとんどありません。ただ、開示請求権はありますので、もし仮に今の限定を外したときに、どこまで開示したらいいのかということも、場合によっては設けなくてはいけないのかなと考えています。

委員： 例えば、桜まつりも撮っていますよね。会社に行かなきゃいけないのに、桜まつりに行きたいからとサボっている人が映っている可能性もありますよね。確か、ビデオカメラマンだと相手にわかるような格好をした人に撮られた分には、撮った方の権利が強いのです。

事務局： そういう記録物についても、今の条例でも、参加者の顔は当然個人情報に該当しますので、出せないと思いますし、仮に出したとしても全部は見せません。舞台だけを撮影していて、舞台の出演者には事前に了解だけとってれば出すことも不可能ではないと思います。著作権の上では、問題はなくなったと国に確認をとってはいます。

委員： それは、撮った内容を第三者が見てまねしてもいいというような内容ですか。

事務局： 逆に今度、開示を受けた側が、まねするということになるので、まずいと思います。使用目的を書いてもらった上で、開示するのだったら開示するという事です。使用目的と違うことに使ったら違法です。開示理由は、特に今の条例上は強制的に言ってもらうことにはなっていませんので、言いたくなければ、現状何も申し述べなくても開示という形になってしまいます。認めている市も、具体例が現実問題としてほとんどないので、明確にどういう対応をしているという形では、答えていただけない状況です。

委員： 録音テープは、例えばこの委員会のときにもとっているのですか。

事務局： この委員会も録音しています。議事録にしまえば、すぐ廃棄しています。

委員： ビデオテープはどのようなときに撮るというルールはあるのですか。

事務局： 特に庁内でも定まっていないです。所管課で行事をやるときに、ビデオを撮っておいた方がという意見があって撮ると。もちろん広報課も、一定のものについては撮っています。事務的な記録として、次につなげていくための記録として撮るということについては、各所管課の判断になります。

委員： 改正をしたいということでおっしゃっているわけじゃないですよね。今何か問

題が起こっているわけでもないのですよね。

事務局： そうですね。他市はともかくとして、武蔵野市の場合、新条例ができてからはありません。旧条例で平成6年に、会議録の開示請求があったのですが、その時点では、まだテープの段階で会議録ができていないので、そのテープを聞かせてくれということになって、一部聞いていただいたという経過はありますが、それ以外は特に具体的な請求はありません。

委員： 基本的に、写しというのはダビングということですよ。試聴だけ済まないで、ダビングしてまでそれを必要とする理由というのがよくわからないのです。

委員： 例えば、武蔵野市の何らかのイベントに出ていた人が、大量殺人を犯したと。その人が映ったお祭り、若いころとか、この動いているこの人ですと。あとは、逆に、松井やイチロークラスの選手の少年時代のデータ。議事録の場合、カットしているところがあれば、うがった見方をすれば、録音テープだと全部聞けるから、都合の悪いことは消してまったのではないかと。試聴だけでなくダビングすることによって、例えばインターネットで全世界へ発信することもできるし、秘めた可能性を持っているのです。殺人者の過去なんて、あっという間に個人情報開示で出ちゃいますよ。インターネットで、名簿を買います、売りますので検索すると、ものすごい数が出てきます。

委員： 情報開示については、なかなか本音が表には出てこないでしょう。

【配布資料】

- ① 平成16年度行政文書開示請求及び不服申立ての状況
- ② 個人情報保護パンフレット
- ③ 武蔵野市個人情報保護条例の一部改正について
- ④ 武蔵野市個人情報保護条例
- ⑤ 録音テープ・ビデオテープの写しの交付について
- ⑥ 武蔵野市第四期基本構想・長期計画
- ⑦ 季刊 むさしの 2005年春号

【送付資料】

- ① 第6回情報公開委員会会議要録